

## 贈収賄・腐敗防止指針

私たちピジョングループの全役員・従業員は誠実に事業を運営しています。私たちが贈収賄や腐敗に関与していないということを保証するために、私たちは全員が一丸となって贈収賄の防止に取り組まなければなりません。本指針は、その取組みに不可欠なものであり、当社グループの役員・従業員全員が本指針に拘束されます。

### 1 贈収賄・腐敗とは

1.1 腐敗とは、私益のために職位や権力を悪用することをいいます。

1.2 贈収賄は腐敗の一形態であり、賄賂を申し出る、約束する、与える、受け取る、求める行為が含まれます。

1.3 賄賂とは、公務員等に対しに不適切な職務行為をさせたり、その対価を得る行為をさせるために、金銭的またはその他の利益を約束したり、要求したり、与えたりすることです。

1.4 現金や現金相当物、贈答品、食事、接待、サービス、融資、優遇措置、割引、その他名目を問わず、收受者にとって価値あるものが、「金銭的またはその他の利益」に含まれ得ます。

1.5 ある職務行為後に利益の提供や收受等をした場合でも、贈収賄行為に該当します。賄賂として供与しなかったり、賄賂であることを知らずに收受したりする場合も同様です。

1.6 賄賂の結果、個人や組織が実際に利益を受ける必要はありません。

1.7 あらゆる形態の贈収賄や腐敗は厳しく禁止されています。当該行為が贈収賄に該当するかどうか分からぬ場合は、各社（所属先）の法務部・法務担当に相談してください。

1.8 当社グループの役員・従業員は以下のことをしてはなりません。

1.8.1 当社グループまたはグループ各社あるいは当社グループの役員・従業員自身が当社グループの事業当社グループの事業上の利益が得られることを期待して、公務員等（民間企業の役員・従業員に対する贈賄を規制する国・地域においては、民間企業の役員・従業員を含む）に対し、金銭、贈答、接待、その他の利益を与えたり、提供したりすること

1.8.2 当社グループまたはグループ各社が当社グループの事業上の利益を提供する予定のある第三者、またはそのように考えている第三者から、便宜提供の申し出を受諾すること

1.8.3 日常的または必要な手続を容易にしたり迅速化したりするために、いかなる国の公務員に対しても金銭またはその他の利益を供与すること（いわゆる「ファシリテーション・ペイメント」）

1.9 当社グループの役員・従業員は、賄賂の申し出や受領を拒否した者、贈収賄や腐敗の可能性について懸念を示した者に対して、脅迫したり、報復したりしてはなりません。

## 2 贈収賄・腐敗の主体となり得る者

2.1 当社グループまたはグループ各社に関する以下の者はみな、贈収賄・腐敗行為の主体となり得ます。当社グループの役員・従業員は、以下の者を介した贈収賄・腐敗行為も行ってはなりません。

2.1.1 従業員、役職者、または当社グループまたはグループ各社の一員として職務を行う者

2.1.2 当社グループの業務を支援する代理人および仲介者

2.1.3 サプライヤー・下請先・競合他社

2.2 贈収賄は、公共部門と民間部門の両方で発生する可能性があります。賄賂を受け取る者は、通常、業務の裁定や進行に影響を与える立場の者であり、時には、公務員など政府関係者の場合もあります。

## 3 贈収賄の法的位置づけ

3.1 贈収賄や腐敗行為は、当社グループまたはグループ各社が事業を行うほとんどの国で刑事犯罪となります。

3.2 営利組織に所属する関係者が、その組織のため、事業上の利益を得たり維持したりする目的で贈賄した場合にも、犯罪となり得ます。

3.3 贈収賄や腐敗行為がグループ各社が設立された国内で行われたか、その国外で行われたかは問題になりません。国外で行われた贈収賄や腐敗行為も、起訴される可能性があります。また、行為が直接または間接的に行われるかどうかについても同様です。

## 4 贈収賄に対する当社グループの立場

当社グループは最も厳格な法的・倫理的基準に基づいて事業を行います。当社グループは、いか

なる形態の腐敗や贈収賄にも関与しません。そのような行為は、当社グループまたはグループ各社の評判を損ない、当社グループまたはグループ各社及び当社グループの役員・従業員を罰金や懲役のリスクにさらすことになります。当社グループは、従業員や当社を代理する第三者による贈収賄や腐敗に対して、いかなる許容も容認しません。

## 5 腐敗・贈収賄の指標

5.1 贈収賄・腐敗を判断する一般的指標として、以下のようなものがあります。

5.1.1 金銭の支払いが異常な金額や目的（手数料など）であったり、異常な方法で行われていたりする。例えば、通常は1回の支払いであるはずのものが、段階的に行われたり、一度も使われたことのない銀行口座を介して行われたり、取引とは無関係な通貨や国を介して行われたりする場合

5.1.2 契約等の条件や事業上の行為に対する承認や決裁者のサインの手続がとられていなかつたり、手続の監視が妨げられていたりする場合

5.1.3 特定の事柄や人間関係について個人の秘密とされていたり、個人的な対応に固執したりする場合

5.1.4 明確な根拠のない決定がなされる場合

5.1.5 記録が不完全または欠落している場合

## 6 贈収賄リスクの把握・評価

6.1 当社グループは、当社グループまたはグループ各社が直面するリスクに応じた贈収賄・腐敗防止手続の確保に努めます。

6.2 当社グループは、当社グループまたはグループ各社が贈収賄及び腐敗にさらされるリスクの評価を行ったうえで、贈収賄防止指針を策定しました。当社グループは、必要に応じてリスク評価を見直し、本指針に適切な変更を加えます。

## 6.3 例外的な状況

6.3.1 状況によっては、公務員等に対する便益の提供が正当化されることもあります。

6.3.2 便益の提供が行われなかった場合に、当社グループの役員・従業員が自分または他人の安全に対する脅威に直面した場合、その者は便益の提供を行うことができます。その場合、各社（所属先）の法務部・法務担当に可及的速やかに連絡し、便益の提供をしたこととそれが行われた状況を正確に文書化して報告する必要があります。各社（所属先）の法務部・法務担当またはリスクマネジメント委員会は、警察を関与させるかどうかを慎重に検討します。

## **7 記録**

すべての金銭的取引について、完全かつ正確な記録を残すこと、すなわち、取引の透明性が不可欠です。虚偽の記録や誤解を招くような記録は、当社に大きな損害を与える可能性があります。

## **8 本指針の責任者および遵守すべき者**

当社（ピジョン株式会社）の社長は、本指針に基づく対策を実施する全体的な職責を負うとともに、当社グループのすべての役員・従業員が本指針の関係規定を遵守する義務があります。

## **9 従業員としての義務**

9.1 当社グループの全役員・従業員は以下の義務を負います。

9.1.1 本指針を熟読し、内容を理解すること

9.1.2 本指針を遵守すること

9.1.3 贈収賄や腐敗が発生した、または発生する可能性があることを知り、または合理的な疑いを持っている場合に、そのことを報告すること

9.2 賄賂を支払わなかったことで当社グループの事業の機会を失った場合でも、会社がそれに対する罰を与えることはありません。

## **10 不正が疑われる際の対応**

10.1 業務に関連して腐敗行為や不適切な行為を発見した場合、従業員はこれを報告する義務があります（9.1.3 参照）。2.1.1～2.1.3 に定める人物について贈収賄や腐敗を発見したり、それらが疑われると思ったりした場合には、所属長またはスピークアップ窓口に報告してください。スピークアップ窓口への報告は、匿名でも可能です。スピークアップ窓口の一部の案件を含むコンプライアンス違反事案についてはリスクマネジメント委員会が対応します。

## **11 研修**

当社グループは、当社グループの役員・従業員に対して本指針及び関連するルールについての適切な研修を行います。当社グループの役員・従業員は、これを受講しなければなりません。新入社員には、導入プロセスの一環として研修があります。その後の研修は、少なくとも概ね3年ごとに行われ、法律や当社グループの方針・手順が大きく変更された場合には、隨時行われます。

## **12 内部監査**

当社監査部門は、本指針が遵守されていることを確認するために定期的に監査を行います。当社

監査部門は、この指針の遵守状況を定期的に当社社長に報告します。当社（ピジョン株式会社）は、本指針が遵守されていることを確認するために当社グループ各社に対しても、定期的に監査を行います。この場合、当社グループの役員・従業員は、当該監査に協力しなければなりません。

### 13 本指針に違反した場合

13.1 当社グループの全役員・従業員は、本指針を真摯に受け止め、遵守します。

13.2 遵守しない場合、当社グループの役員・従業員自身と当社グループまたはグループ各社の事業の両方が危険にさらされます。

13.3 本指針に従わない場合、刑事犯罪となる可能性があります。

13.4 本指針は重要であり、これを遵守しない場合は、当社含む当社グループ各社の手続に基づく懲戒処分や、重大な不正行為を理由とした懲戒解雇処分につながる可能性があります。